

# 食品衛生法施行条例の一部改正についての意見募集

## 1 意見募集の趣旨

県では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定を受け、食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）において、営業施設の基準などを定めているところです。

食をとりまく環境変化や国際化等に対応するため食品衛生法が改正されたことを受け、条例の見直しを行うこととしています。

## 2 意見を募集する内容

食品衛生法施行条例の一部改正…「別添資料」

## 3 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

## 4 意見募集の期間と提出方法

(1) 募集期間 令和2年12月15日（火）から令和3年1月7日（木）まで

(2) 提出方法

- ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクシミリ、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
- ・ 御意見には、「お住まいの市町村」と「お名前」を御記入ください。
- ・ 御意見を記入する際は、「食品衛生法施行条例の一部改正についての意見提出様式」用紙をお使いください。なお、これ以外の様式でも受け付けます。

## 5 御意見の提出先

(1) 郵送の場合 〒020-8570 岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心担当  
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所は記載不要です。)

(2) ファクシミリの場合 019-629-5279

(3) 電子メールの場合 AC0009@pref.iwate.jp

※ 電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

## 6 意見の取扱い

- ・ いただいた御意見を考慮し、県議会に条例案を提案します。
- ・ 御意見の概要は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮した上で公表します。なお、類似している御意見は、集約いたします。
- ・ いただいた御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・ お知らせいただいた個人情報は、このパブリック・コメントの募集の事務にのみ使用し、第三者に提供することはありません。

## 7 お問い合わせ

盛岡市内丸10番1号 岩手県環境生活部県民くらしの安全課 電話：019-629-5322